

国民健康保険に加入中の皆さまへ 高額療養費の申請はしましたか

高額療養費は、1ヵ月に支払った医療費の自己負担額が規定の限度額を超えた場合、申請により超えた金額を払い戻す制度です。

本市では、受診月から約3ヵ月後に高額療養費の対象になる人に案内を送付しています。

高額療養費の対象になるかは所得や年齢などで異なるため、詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。申請は、医療費の領収書(原本)の提示が必要です。

確定申告などで医療費控除をする人へ

11月・12月受診分については、市からの案内の送付時期が確定申告の時期である2月・3月と重なるため、申告で医療費控除のために領収書を提出する場合、高額療養費の対象者は確定申告前に高額療養費の申請をしてください。そのほかの医療保険に加入中の人は、各医療保険者に確認してください。

国保年金課

☎・📠(582)1120 📠(582)1138

国保年金課からお知らせ 令和2年分公的年金等の源泉徴収票が 1月中旬から送付されます

公的年金など(国民年金、厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金)は、所得税法上の雑所得として課税の対象になります。

そのため、公的年金などを受給した人に、令和2年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などを知らせる「源泉徴収票」が日本年金機構より、1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。確定申告の際に原本を提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、下記へお問い合わせください。市役所では源泉徴収票の再発行はできません。

なお、障害年金と遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

📍ねんきんダイヤル(月曜日午前8時30分～午後7時、火～金曜日午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日午前9時30分～午後4時。祝日は除く)

☎0570(05)1165(ナビダイヤル)

※050で始まる番号で電話する場合は

☎03(6700)1165

日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)1311

都市計画の縦覧

住民および利害関係人は、縦覧に供された計画について意見があるときは、縦覧期間終了の日までに意見書を提出することができます。

都市計画の名称

- ・大津湖南都市計画区域区分
- ・大津湖南都市計画用途地域
- ・大津湖南都市計画特別用途地区
- ・大津湖南都市計画地区計画
(横江工業団地地区計画)
- ・大津湖南都市計画公園
(環境学習都市宣言記念公園)

📅1月22日(金)～2月5日(金)の平日午前8時30分～午後5時15分

📍都市計画・交通政策課、速野会館、中洲会館

意見の提出方法 2月5日(金)までに意見書(所定の様式により公共・公益の見地に立った意見に限る)に住所・氏名・電話番号を記入のうえ、郵便または直接下記へ提出。様式は縦覧場所に設置または市ホームページからダウンロード。

📍〒524-8585 吉身二丁目5-22

都市計画・交通政策課

☎・📠(582)1132 📠(582)6947

済生会守山市民病院の 整備工事を行っています

平成30年度より推進している、回復期リハビリテーションセンターならびに健診センターの開設などの市民病院の機能強化を目的とした整備計画は、令和2年4月から新館の供用を開始し、本年度は本館改修工事を進めています。

次年度以降は別館解体・駐車場工事などを予定しています。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。



完成イメージ図

📍地域医療政策室

☎・📠(581)0201 📠(581)1628